

児童・生徒の通学上支障のある行為の届出書

(通学路工事届)

課長	主幹	主査	担当

令和 年 月 日				
狭山市市民部交通防犯課長				
住 所				
施行業者 氏 名 ⑩				
電 話				
目 的		日 時	自 令和 年 月 日	自 時 分
			至 令和 年 月 日	至 時 分
現 場 責任者		場所または 区 間	狭山市	
			※通学路 (小学校・ 中学校)	
内 容		通 行 禁 止 ま た は 制限の種類	徐行運転 ・ 片側通行止 ・ 全面通行止 その他 ()	
			※歩行者用通路 (あり ・ なし)	
			※通学路迂回図 (あり ・ なし)	
その他		工事主管課	部 課 担当	
			氏名 (内線)	
受 付 印	処 理 事 項		指 示 事 項	
			1. 工事期間中は、工事関係車両が路上で違法 駐車しないこと。 2. 工事期間中は、現場付近における交通安全 確保のため、必要な箇所に交通誘導員を必ず 配置し、児童・生徒の安全を確保すること。 3. 工事期間終了後は交通安全施設、特に路面 標示等について現状復旧すること。	
令和 年 月 日				
工事期間中に 小学校・ 中学校の通学路を工事するにあたり、児童・生徒を事故から 守るため、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、保安要員を配置し工事施行 します。				
施行業者 ⑩				
保安要員氏名				

※太枠線の内側の必要事項について記入し、案内図を添付。交通防犯課へ正本1通と写し5通の計6通を提出して下さい。

副本4通を返却しますので、それを工事主管課、小学校、中学校、教育委員会学務課へ提出して下さい。